

仕様書

1 委託業務名称

淀川区地域福祉推進ビジョン冊子及び概要版の作成業務委託

2 履行期間

令和8年3月23日（月）

3 紙面様式・構成

冊子

様式：A4中綴じ 両面フルカラー印刷

構成：A4版35頁

（編集等により変更となる場合がある）

紙質：表紙及び裏表紙……グロスコート紙104.7g/m²

中面……グロスコート紙84.9g/m²

（同等品でも可。ただし契約締結後に用いる紙の見本を提出し、承諾を受けること。）

概要版

様式：A4版 両面フルカラー印刷

構成：二つ折り4頁 展開A3

紙質：グロスコート紙127.9g/m²

（同等品でも可。ただし契約締結後に用いる紙の見本を提出し、承諾を受けること。）

4 業務内容

淀川区地域福祉推進ビジョン冊子・概要版の編集（デザイン・レイアウト・必要であればイラスト等の作成）・校正・カラーカンプの作成・色校正の校了・印刷までの一切

- デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカットの作成
- 画像ファイル（JPEG形式）作成
- 校了後のテキストデータ（音声読み上げソフトに対応させるため）・ホームページ掲載用データ（PDFファイル）・完成データ・保存用データの作成
- 版下校正・色校正
- 印刷・納品

5 制作・編集

（1）資料提供

当区からWord・Excel・JPEG・PDFファイル等のデータを、電子メール（以下、Eメール）で出稿する。（Eメールでの提供が困難なデータについては、当区と協議し、別途対応すること。）出稿日は令和8年2月16日（月）（予定）とする。ただし、都合により一部遅れる場合がある（最長で2月24日（火）までには出稿）。原稿は出来次第、順次出稿する予定だが、延期するページについては当区から出稿予定日までに連絡する。

（2）編集

書体、組み方は当区の指示による。指示によらない場合は、双方協議のうえ、よりよいデザインとすること。

当区からの原稿等、作成イメージに基づき、受注者がデザイン・レイアウトの原案を作成・提示し、当区の審査を受けた上で、デザイン・レイアウトを行う。

必要な箇所（当区の指示する箇所）の画像ファイルを JPEG 形式で作成する。なお、基本サイズを 640×320 ピクセルの解像度 150dpi 以上とする。

(3) 写真

大小を問わず当区が提供する指定の写真・見出しを挿入すること。

(4) 校正

校正回数は 3 回以上行うこと。（そのうち 1 回は色校正を行う）

グラハ朱書きで行う。〔一部、Word・Excel・JPEG・PDF ファイル等のデータを E メールで出稿する。〕

各校正時には、カラーカンプ（紙出力とし、実サイズとする。）3 部と各ページの PDF ファイル（1 MB 以内）を当区へ提出すること。

校正是責了とせず、校了まで行う。当区の都合により、原稿の一部の差替えを行ったり、レイアウト変更をすることがある。

校正の日程は、当区担当者と調整の上で決定し、当区の指示に従うこと。

6 印刷

(1) 発行部数

冊子 500 部

概要版 2,500 部

(2) 印刷及び折り方

冊子

印刷：両面フルカラー（オフセット印刷）

折り方：A4 中綴じ

概要版

印刷：両面フルカラー（オフセット印刷）

折り方：二つ折り

(3) 色校正

色指定が確認できるもの（紙出力とし、実サイズとする。）を 3 部提出し、当区の承諾を受けること。

7 納品

(1) 納品の際は、汚れ・損傷をきたさないよう、当て紙をして、紐でくくること。また、納品時に雨天が予想されるときは納品物に雨がかからないよう養生すること。

(2) 別途、下記のものを作成し、記録媒体に保存後、指定の期限までに淀川区役所保健福祉課（保健福祉）へ納品すること。なお、記録媒体については、納品する際、必ず最新のパッケージファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

- ホームページ掲載用データ（2 MB 以内の PDF ファイル）
- 校了後のテキストデータ Word または txt（音声読み上げソフトに対応させるため）

(3) 納品場所は、淀川区役所保健福祉課保健福祉担当とする。

(4) 納品の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。（別紙特記仕様書添付）

8 契約金額

(1) 価格

契約価格は、紙面の編集・レイアウト、カラーカンプ作成に関する経費及び、写真植字・版下

作成など印刷に関する一切の経費、PDF データ化に関する経費と納品に関する経費等、一切を含めた価格とする。

(2) 支払い

受注者からの請求に基づき、履行確認後に支払う。

9 再委託に関する事項

(1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ア 本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 淀川区地域福祉推進ビジョンの作成及び印刷業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (2) 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- (3) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 当区が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後すみやかに返却すること。
- (5) 契約締結後、すみやかにデザインや日程等の詳細について協議すること。
- (6) 納品物品の名称及び数量等が確認できる納品書等を提出すること。
- (7) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、当区に帰属するものとする。
- (8) 当区とのやりとりは、日本語で行うこと。

- (9) 仕様書に関する質問は、文書により行うこと。
- (10) 契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (11) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に文書により質し、その内容を熟知の上応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (12) 別紙「特記事項」「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」「グリーン配達に係る特記仕様書」「生成AI利用に関する特記仕様書」の規定を遵守すること。
- (13) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- (14) 受注者は本契約締結後、別添1「資材確認票」を事業担当まで提出し承認を受け、納品時に別添2「オフセット印刷またはデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- (15) 「大阪市グリーン調達方針」(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>)別表の「(2-2)印刷」の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】<共通事項>①の紙に関する部分は適用しないものとする。

1.1 担当者

大阪市淀川区役所 保健福祉課（保健福祉） 担当：梶原
大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川区役所3階
電話：06-6308-9857 FAX：06-6885-0537
Eメール：tl0006@city.osaka.lg.jp

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求ること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用するなどを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。